

城陽市給与・定員管理等について

平成25年4月
城 陽 市

給与・定員管理等について

平成24年4月1日現在の市職員の給与及び定員管理等についてお知らせします。ここに紹介する給与は、手取り額ではなく、税金や各種保険料などを差し引く前の額です。

目 次

1．総括	1
2．一般行政職給料表の状況	2
3．職員の平均給与月額、初任給等の状況	
4．一般行政職の級別職員数等の状況	4
5．職員の手当の状況	5
6．特別職の報酬等の状況	8
7．職員数の状況	9
8．公営企業職員の状況	11
(1) 水道事業	
(2) 下水道事業	
技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針	17

城陽市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 79,406	千円 25,612,601	千円 12,176	千円 5,215,781	% 20.4	% 23.0

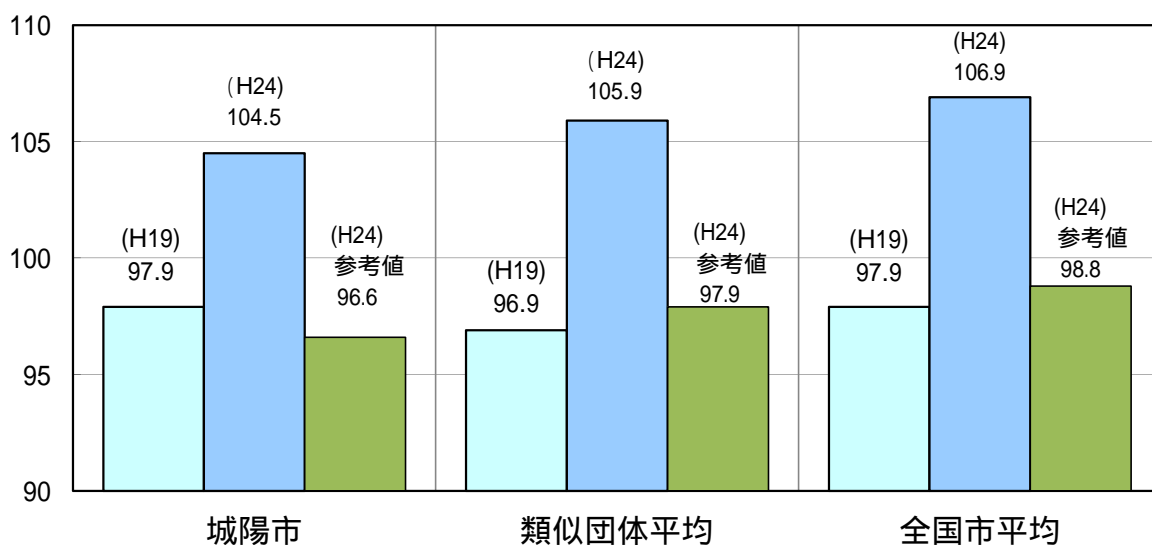
(注) 一般職の給料・手当、特別職(市長、市議会議員など)の給料・議員報酬・報酬(委員、嘱託職員を含む)・手当のほか、共済費(社会保険料等)などの事業主としての負担分も含まれています。

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 449(63)	千円 1,715,687	千円 444,518	千円 624,847	千円 2,785,052	千円 5,440	千円 6,045

- (注) 1 職員の給与費は一般職のみの金額で、共済費(社会保険料等)は含みません。
 2 職員手当は、退職手当を除く地域・扶養・通勤・住居・管理職・時間外勤務・特殊勤務などの手当が含まれています。
 3 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。
 4 職員数の()は、再任用短時間勤務職員数であり、外書きです。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

2 一般行政職給料表の状況(24年4月1日現在)

(単位:円)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200
最高号給の給料月額	243,700	309,200	361,500	410,100	420,700	435,000	470,400

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(24年4月1日現在)

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
城陽市	39.5 歳	291,071 円	382,391 円	324,335 円
京都府	44.3 歳	343,491 円	429,948 円	393,126 円
国	42.8 歳	304,944 円 (329,917)		372,906 円 (401,789)
類似団体	43.2 歳	327,748 円	391,486 円	362,999 円

技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			参 考 A / B
	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の疑似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
城陽市	55.8 歳	379,218 円	434,583 円	404,056 円				
うち 清掃職員	53.7 歳	369.6 千円	457.5 千円	394.8 千円	廃棄物処理業 従業員	44.7 歳	288.2 千円	1.59
うち 用務員	57.2 歳	386.1 千円	419.9 千円	415.1 千円	用務員	53.5 歳	206.6 千円	2.10
京都府	52.3 歳	356,768 円	409,964 円	392,205 円				
国	49.7 歳	270,465 円 (285,030)		307,506 円 (323,181)				
類似団体	49.0 歳	314,792 円	350,255 円	335,630 円				

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値の比較)		
	公務員(C)	民間(D)	C / D
城陽市	--	--	--
うち 清 掃 職 員	7,283.5 千円	3,989.2 千円	1.83
う ち 用 務 員	6,863.9 千円	2,861.4 千円	2.45

- (注) 1 民間データは、賃金構造基本統計調査において、公表されているデータを使用しています。
(平成21年～平成23年の3ヶ年平均)
- 2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- 3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
- 4 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における職員の基本給の平均です。
- 5 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 6 「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には特殊勤務手当・通勤手当及び時間外勤務手当等の実費弁償又は実績支給に係る手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
- 7 市では管理職の職員は23年4月1日から25年3月31日までの間、給料を5%削減、一般職の職員は24年4月1日から26年3月31日までの間、給料を3～5%削減しています。
国は24年4月1日から26年3月31日までの間、給与を平均7.8%減額しています。
- 8 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況(24年4月1日現在)

区 分		城 陽 市	京 都 府	国
一般行政職	大 学 卒	173,436 円	178,800 円	163,987 (172,200) 円
	高 校 卒	145,306 円	144,500 円	133,418 (140,100) 円

- (注) 1 初任給は、卒業後ただちに採用された場合の給料額です。
- 2 市では24年4月1日から26年3月31日までの間、初任給を3%削減しており、国は24年4月1日から26年3月31日までの間、給与を平均7.8%減額していることから、初任給についても削減後の額となっています。
- 3 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(24年4月1日現在)

区 分		経 験 年 数 1 0 年	経 験 年 数 1 5 年	経 験 年 数 2 0 年
一般行政職	大 学 卒	248,140 円	308,370 円	343,330 円
	高 校 卒	(該当者なし) 円	(該当者なし) 円	328,225 円

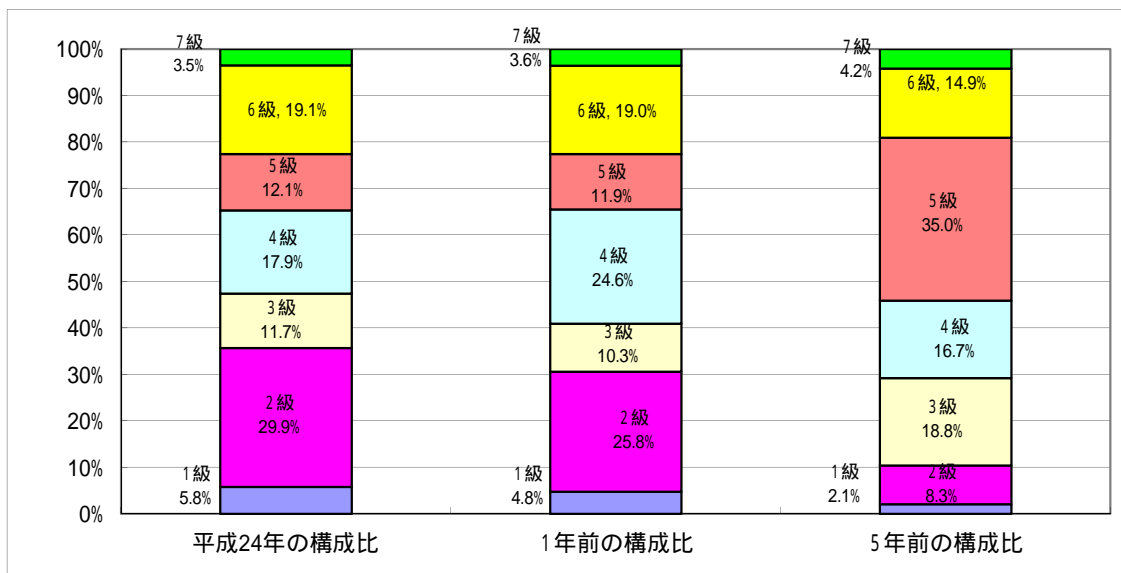
- (注) 市では管理職の職員は23年4月1日から25年3月31日までの間、給料を5%削減、一般職の職員は24年4月1日から26年3月31日までの間、給料を3~5%削減しています。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補	15人	5.8%
2級	主事	77人 (27)	29.9% (71.0)
3級	主任	30人	11.7%
4級	係長、主査	46人	17.9%
5級	課長補佐	31人	12.1%
6級	次長、課長	49人 (6)	19.1% (15.8)
7級	部長	9人 (5)	3.5% (13.2)
合計		257人 (38)	100.0% (100.0)

- (注) 1 城陽市の給与条例に基づく給料表の級別、役職別の職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 ()は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。



- (注) 平成18年に9級制から7級制に変更しています。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合しています。)

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

城 陽 市		京 都 府		国	
1人当たり平均支給額(23年度) 1,271 千円		1人当たり平均支給額(23年度) 1,616 千円			
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%、20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5%~20% 管理職加算 10%~25%	

(注) 支給割合の()は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(24年4月1日現在)

城 陽 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×2%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×2%加算)	
1人当たり平均支給額	9,138 千円	26,370 千円	1人当たり平均支給額	千円	千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 本市の勸奨退職は、勤続20年以上で、年齢50歳以上58歳以下の職員を対象とする退職制度です。

(3) 地域手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度普通会計決算)		54,846 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度普通会計決算)		107,752 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
市内全域	3 %	502(442) 人	3 %

(注) 支給対象職員数の()は、再任用短時間勤務職員を除いた職員数です。

(4) 特殊勤務手当 (24年4月1日現在)

支給実績 (23年度普通会計決算)		39,742 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度普通会計決算)		331,175 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (23年度普通会計決算)		23.6 %	
手当の種類 (手当数)		6種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税滞納処分事務従事職員の特殊勤務手当	京都地方税機構に派遣され地方税等を徴収する職員	市税の滞納処分に関する事務	1ヶ月1,000円
感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当	健康推進課職員	感染症患者の救護等	1回300円
消防事務に従事する職員の特殊勤務手当	消防本部・消防署職員	消防吏員の隔日勤務	1勤務3,000円 (日勤務1,000円)
		救急救命士の免許を有する消防吏員の救急業務(隔日)	1勤務1,000円 (日勤務500円)
		火災その他の災害又は救急業務による出動	1回300円
じん芥収集に従事する職員の特殊勤務手当	衛生センター職員	じん芥収集	1日1,300円
汚物処理に従事する職員の特殊勤務手当		道路上等における犬、猫の死体の処理	1回500円
生活保護事務に従事する職員の特殊勤務手当	福祉課職員	生活保護の現業を行う職員及び同業務を指導監督する係長	1ヶ月2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (23年度普通会計決算)	198,388 千円
職員1人当たり平均支給年額 (23年度普通会計決算)	390 千円
支給実績 (22年度普通会計決算)	210,565 千円
職員1人当たり平均支給年額 (22年度普通会計決算)	411 千円

(6)その他の手当(24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度普通会計決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 について1人 6,500円 配偶者のいない職員の扶 養親族のうち1人 11,000 円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同		44,929 千円	220,237 円
住居手当	借家 家賃額に応じ最高 27,000円まで	異	基礎控除額 12,000円	25,057 千円	100,832 円
通勤手当	交通機関利用者(片道2k m以上) 6箇月の定期券等の運賃等 相当額 交通用具使用者 1km以上2km未満 四輪車・二輪車 1,000円 自転車 950円 2km以上3km未満 四輪車・二輪車 2,000円 自転車 1,900円 3km以上1km増すごとに次 の額を加算した額 四輪車 655円 二輪車 165円 自転車 加算なし (最高支給限度額24,500円)	異	交通機関利用者 1月当りに換算した場 合の最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 片道1~2km未満支給な し 2~5km未満2,000円 5~10km未満 4,100円 10km以上 5km増すごと に2,400円加算 45km以上 5km増すごと に900円加算 60km以上 24,500円(最 高支給限度額)	29,797 千円	68,029 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある 職員のうち規則で定める者 について給料及びこれに対 する地域手当の月額合計 額に支給割合を乗じて得た 額を支給。 理事 18% 部長級 16% 次長級 13% 課長級 10% 園長 7%	異	俸給の特別調整額とし て、4~7級の役職に応 じて46,300円~88,500 円を支給	41,436 千円	591,941 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務 時間中に勤務する場合、勤 務1時間当たりの給与額に 100分の135を乗じて得た額 を支給。	同		21,655 千円	120,303 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10時から翌日の午前5時ま での間に勤務する場合、勤 務1時間当たり給与額の100 分の25を乗じて得た額を支 給。	同		2,624 千円	31,602 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員に対し、臨時又は 緊急の必要その他の公務の 運営の必要により勤務を要 しない日又は休日に勤務し た場合、勤務1回につき、 8,000円を超えない額(勤務 時間によってはその額に100 分の150を乗じて得た額とす る。)を支給。	異	特定管理職員に対し特 別調整額の区分等に応 じた支給額(6,000円~ 12,000円)となる。	541 千円	9,016 円

(注) 住居手当のうち持家については、平成24年1月から支給額を2,000円から1,000円とし、平成24年4月に制度を廃止しています。

6 特別職の報酬等の状況(24年4月1日)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	965,000(868,500) 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
	副 市 長		1,000,000 / 447,500	
議 員 報 酬	議 長	560,000 円	698,000 / 335,000	
	副 議 長	495,000 円	620,000 / 275,000	
	議 員	445,000 円	560,000 / 255,000	
期 末 手 当	市 長	2.95 月分		
	副 市 長	2.95 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 給料月額 × 530 / 100 × 在職年数	(1期の手当額) 20,458 千円	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	給料月額 × 315 / 100 × 在職年数	10,017 千円	任期毎

注 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

2 ()は、平成22年4月1日から平成25年9月24日まで実施している減額後の月額です。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

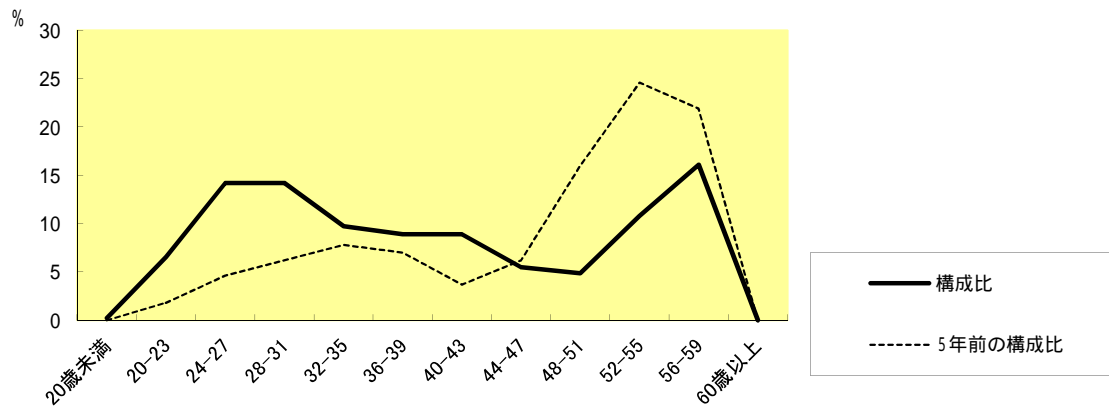
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成24年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	
		総務	84	81	3	交通対策業務の体制強化に伴う増(1) 行革人事部門の体制充実等に伴う増(2)
		税務	30	30	0	
		民生	67	71	4	社会福祉部門の配置増に伴う増(1) 保育所保育士の退職不補充に伴う減(5)
		衛生	33	36	3	ごみ収集業務担当職員の退職不補充に伴う減(3)
		労働	1	1	0	
		農林水産	6	6	0	
		商工	7	7	0	
		土木	65	64	1	新市街地整備事業の体制強化に伴う増(1)
	小計	298	301	3	<参考> 人口1万人当たり職員数 37.53 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 54.46 人	
	教育部門	46	47	1	教育長の就任に伴う増(1) 歴史民俗資料館の配置増に伴う増(1) 国民文化祭事業の終了に伴う減(1) 施設維持管理業務の再任用短時間勤務職員化に伴う減(1) 小学校作業員の再任用短時間勤務職員化に伴う減(1)	
	消防部門	84	84	0		
	小計	428	432	4	<参考> 人口1万人当たり職員数 53.90 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 73.53 人	
公営企業会計等部門	水道	22	21	1	新公営企業会計制度導入のための体制強化に伴う増(1)	
	下水道	5	5	0		
	その他	18	17	1	後期高齢者医療広域連合への派遣に伴う増(1)	
	小計	45	43	2		
合計		473	475	2	<参考> 人口1万人あたり職員数 59.57 人	
		[611]	[611]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数(教育長含む)で、再任用短時間勤務職員は除いています。

地方公務員の身分を持つ休職者・派遣職員などを含み、臨時又は嘱託職員は除いています。

2 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(24年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	1人	31人	67人	67人	46人	42人	42人	26人	23人	51人	76人	0人	472人

(3) 職員数の推移

部門	区分	(単位:人・%)						過去5年間の増減数(率)	
		17年	19年	20年	21年	22年	23年		24年
一般行政		378	355	338	334	316	301	298	57 (16.1%)
教育		67	58	56	54	49	47	46	12 (20.7%)
消防		80	86	81	85	86	84	84	2 (2.3%)
普通会計		525	501	475	473	451	432	428	73 (14.6%)
公営企業等会計		57	54	50	47	46	43	45	9 (20.4%)
総合計		582	553	525	520	497	475	473	80 (14.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

(参考) 第2次定員管理計画における定員管理の数値目標(数・率)

計画期間		数値目標
策定時	到達目標	
平成17年4月1日	平成28年4月1日	職員数を20.8%(121人)削減

(注) この計画は、今日の厳しい社会状況情勢を踏まえ、今後の地方分権の進行や厳しい財政状況も考慮し、平成14年12月に策定した城陽市緊急財政健全化計画案に基づき、平成12年9月に策定した定員管理計画の目標年次を短縮して策定したものです。

再任用制度等の活用と新規採用計画の時期と人数を計画的に抑制しながら、平成30年の到達目標年次の職員数を20.8%(121人)減員する目標を、28年に前倒しすることとしています。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 1,196,141	千円 82,145	千円 187,061	% 15.6	% 17.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 22(4)	千円 89,248	千円 19,716	千円 34,017	千円 142,981	千円 5,499	千円 6,350

- (注) 1 職員の給与費は一般職のみの金額で、法定福利費(社会保険料等)は含みません。
 2 職員手当は、退職手当を除く地域・扶養・通勤・住居・管理職・時間外勤務・特殊勤務などの手当が含まれています。
 3 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。
 4 職員数の()は、再任用短時間勤務職員数であり、外書きです。

イ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
城陽市	44.1 歳	345,012 円	546,016 円
団体平均	45.4 歳	358,043 円	528,316 円

(注) 平均月収額は、平成23年度給料及び職員手当の総額を人数で除したものです。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

城 陽 市	城陽市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(23年度) 1,355 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,271 千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(20年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) 支給割合の()は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（24年4月1日現在）

城 陽 市			城陽市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×2%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×2%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	9,138 千円	26,370 千円

(注) 1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。
2. 本市の勸奨退職は、勤続20年以上で、年齢50歳以上58歳以下の職員対象とする退職制度です。

ウ 地域手当

(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)			3,002 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)			115,453 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	3 %	28(22) 人	3 %

(注) 支給対象職員数の()は、再任用短時間勤務職員を除いた職員数です。

エ 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		0.0 %	
手当の種類(手当数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

(注) 特殊勤務手当は、平成18年3月31日で総て廃止しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	8,922 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	343 千円
支給実績(22年度決算)	9,814 千円
職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)	409 千円

カ その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族について1人 6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同		3,108 千円	239,077 円
住居手当	借家 家賃額に応じ最高 27,000円まで	同		924 千円	57,750 円
通勤手当	交通機関利用者(片道2km以上) 6箇月の定期券等の運賃等相当額 交通用具使用者 1km以上2km未満 四輪車・二輪車 1,000円 自転車 950円 2km以上3km未満 四輪車・二輪車 2,000円 自転車 1,900円 3km以上1km増すごとに次の額を加算した額 四輪車 655円 二輪車 165円 自転車 加算なし (最高支給限度24,500円)	同		1,614 千円	64,580 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規程で定める者について給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 部長級 16% 次長級 13% 課長級 10%	同		2,609 千円	652,330 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給。	同		488 千円	34,846 円

(注) 住居手当のうち持家分については、平成24年1月から支給額を2,000円から1,000円とし、平成24年4月に制度を廃止しています。

(2) 下水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 22年度の総費用に占 める職員給与費比率
23年度	千円 1,817,575	千円 301,735	千円 52,498	% 2.9	% 2.9

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)団体平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 5(2)	千円 22,316	千円 3,123	千円 8,553	千円 33,992	千円 4,856	千円 6,311

- (注) 1 職員の給与費は一般職のみの金額で、法定福利費(社会保険料等)は含みません。
 2 職員手当は、退職手当を除く地域・扶養・通勤・住居・管理職・時間外勤務・特殊勤務などの手当が含まれています。
 3 職員数は、平成23年4月1日現在の人数です。
 4 職員数の()は、再任用短時間勤務職員数であり、外書きです。

イ 特記事項

職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
城陽市	40.6 歳	325,138 円	567,961 円
団体平均	44.5 歳	355,276 円	525,167 円

(注) 平均月収額は、平成23年度給料及び職員手当の総額を人数で除したものです。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

城 陽 市	城陽市 (一般行政職)
1人当たり平均支給額(23年度) 1,301 千円	1人当たり平均支給額(23年度) 1,271 千円
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

(注) 支給割合の()は、再任用短時間勤務職員に係る支給割合です。

イ 退職手当（24年4月1日現在）

城 陽 市			城陽市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勤奨・定年	(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×2%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (定年までの残年数×2%加算)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	9,138 千円	26,370 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成23年度に退職した職員に支給された平均額です。
2 本市の勤奨退職は、勤続20年以上で、年齢50歳以上58歳以下の職員を対象とする退職制度です。

ウ 地域手当（24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）		780 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		111,488 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
市内全域	3 %	7(5) 人	3 %

- (注) 支給対象職員数の()は、再任用短時間勤務職員を除いた職員数です。

エ 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）		0.0 %	
手 当 の 種 類 (手 当 数)			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

- (注) 特殊勤務手当は、平成18年3月31日で総て廃止しました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	704 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	101 千円
支給実績（22年度決算）	723 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	103 千円

カ その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族について1人 6,500円 配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 16歳から22歳までの子 5,000円加算	同		364 千円	121,333 円
住居手当	借家 家賃額に応じ最高 27,000円まで	同		408 千円	81,600 円
通勤手当	交通機関利用者(片道2km以上) 6箇月の定期券等の運賃等相当額 交通用具使用者 1km以上2km未満 四輪車・二輪車 1,000円 自転車 950円 2km以上3km未満 四輪車・二輪車 2,000円 自転車 1,900円 3km以上1km増すごとに次の額を加算した額 四輪車 655円 二輪車 165円 自転車 加算なし (最高支給限度24,500円)	同		492 千円	70,226 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち規程で定める者について給料及びこれに対する地域手当の月額合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 部長級 16% 次長級 13% 課長級 10%	同		522 千円	521,598 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務する場合、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を支給。	同		8 千円	7,854 円

(注) 住居手当のうち持家分については、平成24年1月から支給額を2,000円から1,000円とし、平成24年4月に制度を廃止しています。

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

本市では昭和56年度以降、全部門における技能労務職を退職不補充とする方針のもと、平成8年度第3次行財政改革大綱により清掃収集業務・学校給食調理業務を委託化、平成10年度第4次行財政改革大綱により土木作業員を嘱託化するなど、行財政改革の取り組みを進める中で、技能労務職そのものを退職不補充とし、適用職種の委託化・嘱託化を積極的に図っています。技能労務職については、今後もその方針を堅持することとしているところであり、まず技能労務職を最大限縮減することとして、当面最優先の取り組みとしたいと考えています。

なお、技能労務職の給与については、その職務の性格や内容を踏まえつつ、特に民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡に一層留意し、市民の理解と納得が得られる適正な給与制度・運用となるよう努めていきます。

【技能労務職の現況】

職員数の推移

年 度	昭和55年	昭和60年	平成元年	平成5年	平成10年	平成15年	平成22年	平成23年	平成24年
技能労務職	156人	152人	133人	119人	99人	67人	31人	22人	18人

退職不補充の取組状況

職 種	退職不補充	方 向	取 組 状 況
清掃作業員	実施中	家庭系一般廃棄物収集運搬業務の市内全域総合委託済	市内を北部、中部、南部地域の3地域に分け、収集運搬業務の総合委託を順次拡大。 平成23年4月、市内全域における家庭系ごみ収集運搬業務の総合委託化が完了。
学校給食調理員	実施中	全面委託済	
バス運転手	実施済	全面委託済	正職不在
学校作業員	実施中	嘱託化等	推進中
自動車運転手	実施済	全面委託済	正職不在
宿直員	実施済	嘱託化済	正職不在
電話交換手	実施済	嘱託化済	正職不在
ボイラー技師	実施済	委託化済	正職不在
土木作業員	実施中	嘱託化	推進中
保育園調理員	実施中	委託化	推進中